

無利息型普通預金

島田信用金庫

平成24年7月31日現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ・無利息型普通預金 |
| 2. 販売対象 | ・個人および法人のお客さま |
| 3. 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・いつでもお預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・いつでもお引き出しいただけます。 |
| 6. 利息 | ・利息はつきません。 |
| 7. 税金 | ・利息がつかないので税金はかかりません。 |
| 8. 手数料 | ・口座の開設または有利息の普通預金からの切り替えにともなう手数料はかかりません。 ・切り替え時には、収入印紙代200円が必要となります。 ・キャッシュカードによるお支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。) |
| 9. 付加できる特約事項 | ・満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座(自動継続扱いのみ)による当座貸越のお取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の対象ではありません。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | ・定めはありません。 |
| 11. 金利情報の入手方法 | - |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話：0120-77-3229)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会(9時～17時、電話：054-255-5530)を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会(静岡支部 10時～16時、電話：054-252-0008)、(浜松支部 10時～16時、電話：053-455-3009)、(沼津支部 10時～16時、電話：055-931-1848)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> |
| 13. その他参考となる事項 | <p>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。</p> <p>・お切り替え 有利息の普通預金から無利息型普通預金への切り替えが可能です。無利息型普通預</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>金から有利息の普通預金への切り替えはできません。</p> <p>上記切り換えについて、口座番号は変更いたしませんので、引き続き各種料金等の自動支払や給与、年金等の自動受取のサービス等が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none">・未払利息の取り扱いについて ご利用中の現行の普通預金（総合口座の普通預金を含みます）を無利息型普通預金に変更するにあたり、未払いの普通預金利息がある場合は、その利息を清算して当金庫所定の日の変更後の無利息型普通預金口座にご入金いたします。<p>なお、ご利用中の総合口座の貸越利息およびしましんカードローン貸越利息については、変更時の清算はいたしません。</p>・キャッシュカード 有利息の普通預金から無利息型普通預金に切り替えの場合、既存のキャッシュカードは引き続きご利用いただけます。・預金保険制度により全額保護されます。 |
|--|--|